

第八十回国会 社会労働委員会 議 院 議 録 第 四 号

昭和五十二年三月十五日(火曜日)

午前十時三分開議

出席委員

委員長 橋本龍太郎君

理事 齊藤滋与史君 理事 住 栄作君

理事 戸井田三郎君 理事 中山 正暉君

理事 枝村 要作君 理事 村山 富市君

理事 大橋 敏雄君 理事 和田 耕作君

相沢 英之君 井上 裕君

石橋 一弥君 大坪健一郎君

友納 武人君 葉梨 信行君

山口シヅエ君 湯川 宏君

安島 友義君 大原 亨君

金子 みつ君 川本 敏美君

沢沢 利久君 田口 一男君

森井 忠良君 草川 昭三君

平石磨作太郎君 浦井 洋君

工藤 晃君

出席國務大臣

労働 大臣 石田 博英君

出席政府委員

労働大臣官房長 石井 甲二君

労働大臣官房審議官 谷口 隆志君

労働省職業安定局長 北川 俊夫君

委員外の出席者

社会労働委員会 河村 次郎君

調査室長

委員の異動

三月十一日

辞任

相沢 英之君

石橋 一弥君

補欠選任

足立 篤郎君

安倍晋太郎君

金子 みつ君

沢沢 利久君

草川 昭三君

工藤 晃君

同日

辞任

安倍晋太郎君

足立 篤郎君

阿部 昭吾君

多賀谷眞稔君

二見 伸明君

田川 誠一君

同日

辞任

沢沢 利久君

大橋 敏雄君

古寺 宏君

平石磨作太郎君

浦井 洋君

田中美智子君

同日

辞任

井上 普方君

近江巳記夫君

岡本 富夫君

二見 伸明君

寺前 巖君

不破 哲三君

同日

辞任

大原 亨君

川本 敏美君

森井 忠良君

古寺 宏君

同日

阿部 昭吾君

多賀谷眞稔君

二見 伸明君

田川 誠一君

同日

補欠選任

石橋 一弥君

相沢 英之君

金子 みつ君

沢沢 利久君

草川 昭三君

工藤 晃君

同日

補欠選任

井上 普方君

二見 伸明君

近江巳記夫君

岡本 富夫君

不破 哲三君

寺前 巖君

同日

補欠選任

沢沢 利久君

古寺 宏君

平石磨作太郎君

大橋 敏雄君

田中美智子君

浦井 洋君

同日

補欠選任

阿部 昭吾君

藤田 高敏君

武藤 山治君

坂井 弘一君

阿部 昭吾君

藤田 高敏君

武藤 山治君

坂井 弘一君

同日

補欠選任

大原 亨君

川本 敏美君

森井 忠良君

古寺 宏君

同日

補欠選任

井上 普方君

山口 敏夫君

同日

理事大橋敏雄君同月十二日委員辞任につき、その補欠として大橋敏雄君が理事に当選した。

三月十一日

雇用保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三六号)

は本委員会に付託された。

同日

本日の会議に付した案件

理事の補欠選任

雇用保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三六号)

○橋本委員長 これより会議を開きます。

この際、理事の補欠選任についてお諮りいたします。

理事大橋敏雄君が去る十二日委員を辞任されたのに伴い、現在理事が一名欠員となっております。

その補欠選任を行いたいと存じますが、委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○橋本委員長 御異議なしと認め、理事に大橋敏雄君を指名いたします。

○橋本委員長 雇用保険法等の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。労働大臣石田博英君。

雇用保険法等の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

わが国経済は、今後、経済成長率が低下するものと見られており、これに伴って、景気の変動や産業構造の変化等が雇用の面に与える影響がますます大きくなるものと考えられております。

そこで、適切な経済運営によってできる限り経済の安定を図ることとあわせて、経済成長率低下のもとにおける雇用対策の柱として、従来の失業者に対する対策から進んで積極的に失業の予防を図ることにより、労働者の雇用の安定を確保することが、当面の重要な課題となっております。

政府といたしましては、このような背景のもとに、雇用安定事業の実施及びその財源を確保するための雇用安定資金の設置等について関係審議会に諮り、その答申に基づいて、この法律案を作成し、提案した次第であります。

次に、その内容の概要を御説明申し上げます。

第一は、雇用保険法の一部改正であります。景気の変動、産業構造の変化等により事業活動の縮小等を余儀なくされた場合における失業の予防その他雇用の安定を図るため、雇用保険事業の一環として新たに雇用安定事業を行うこととしております。

その一は、景気の変動その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、その雇用する労働者を休業させる事業主に対して、休業に必要な助成及び援助を行うこと、その雇用する労働者に職業に関する教育訓練を受けさせる事業主に対して、教育訓練に必要な助成及び援助を行うこと等であり、

その二は、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業の転換または事業規模の縮小を余儀なくされた場合に、これに伴い必要となる教育訓練をその雇用する労働者に受けさせる事業主に対して、その教育訓練に必要な助成及び援助を行うこと等であり、

第二は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正であります。

新たにを行うこととしております雇用安定事業に要する経費に充てるため、雇用保険の保険料率のうち事業主のみの負担に係る部分を、千分の〇・五引き上げることとしております。

第三は、労働保険特別会計法の一部改正であります。

雇用安定事業は、景気の変動等による波動性の大きい事業であり、雇用調整給付金を初めこれに要する経費は、不況期には相当多額に支出されますので、平常時において計画的に積み立てておき、必要に応じて集中的に使用することにより、事業を効果的に実施することが必要と考えており、このため、労働保険特別会計の雇用勘定に、雇用安定資金を設置することとしております。

なお、この法律案は、昭和五十二年十月一日から施行することとしておりますが、雇用保険の保険料率の引き上げに関する部分は、昭和五十三年

四月一日から施行することとしております。以上、雇用保険法等の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容の概要につきましまして御説明申し上げます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○橋本委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

次回は、明十六日水曜日午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十時九分散会

雇用保険法等の一部を改正する法律案

雇用保険法等の一部を改正する法律

(雇用保険法の一部改正)

第一条 雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 雇用改善事業、能力開発事業及び雇用福祉事業(第六十二条―第六十五条)」を「第四章 雇用安定事業等(第六十一条―第六十五条)」に改める。

第一条中「資するため」の下に「、失業の予防」を加える。

第三条中「行うほか」の下に「、雇用安定事業」を加える。

「第四章 雇用改善事業、能力開発事業及び雇用福祉事業」を「第四章 雇用安定事業等」に改める。

第四章中第六十二条の前に次の一条を加える。

(雇用安定事業)

第六十一条の二 政府は、被保険者及び被保険者であつた者(以下この章において「被保険者等」という。)に関し、景気の変動その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合における失業の予防その他雇用の安定を図るため、雇用安定事業として、次

の事業を行うことができる。

一 事業活動の縮小を余儀なくされ、その雇用する労働者を休業させる事業主に対して、当該休業に必要な助成及び援助を行うこと。

二 事業活動の縮小を余儀なくされる間にいてその雇用する労働者に職業に関する教育訓練を受けさせる事業主に対して、当該教育訓練に必要な助成及び援助を行うこと。

三 前二号に掲げるもののほか、被保険者等の雇用の安定を図るために必要な事業であつて、労働省令で定めるものを行うこと。

2 政府は、前項に規定する事業のほか、被保険者等に関し、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業の転換又は事業規模の縮小(以下この項において「事業転換等」という。)を余儀なくされた場合における失業の予防その他雇用の安定を図るため、雇用安定事業として、次の事業を行うことができる。

一 事業転換等を余儀なくされ、当該事業転換等に伴い必要となる教育訓練をその雇用する労働者に受けさせる事業主に対して、当該教育訓練に必要な助成及び援助を行うこと。

二 事業転換等を余儀なくされ、当該事業転換等のための施設又は設備の設置、整備等に伴いその雇用する労働者を休業させる事業主に対して、当該休業に必要な助成及び援助を行うこと。

三 前二号に掲げるもののほか、被保険者等の雇用の安定を図るために必要な事業であつて、労働省令で定めるものを行うこと。

3 前二項に規定する事業の実施に関して必要な基準は、労働省令で定める。この場合において、前項各号に掲げる事業の対象となる事業主をその行う事業の属する業種の種別により定めようとするときは、あらかじめ、労働大臣は、当該業種に属する事業を所管する大

臣と協議するものとする。

第六十二条第一項中「被保険者及び被保険者であつた者(以下この章において「被保険者等」という。)」を「被保険者等」に改め、同項第四号を削り、同項第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同項を同項第四号とする。

第六十五条中「前三条の二」を「第六十一条の二から前条までの規定による」に改める。

第六十六条第三項第三号中「千分の三」を「千分の三・五」に、「三事業率」を「四事業率」に改め、同条第四項第一号中「三事業率」を「四事業率」に改める。

第六十八条第二項中「三事業率」を「四事業率」に改め、「得た額は」の下に「、雇用安定事業」を加える。

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正)

第二条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第四項中「千分の十三」を「千分の十三・五」に、「千分の十五」を「千分の十五・五」に改め、同条第五項中「並びに雇用改善事業、能力開発事業及び雇用福祉事業に要した費用の額(翌年度への繰越額を含む。の合計額)」を削り、「千分の十一から千分の十五まで」を「千分の十一・五から千分の十五・五まで」に、「千分の十三から千分の十七まで」を「千分の十三・五から千分の十七・五まで」に改め、同条第六項中「同項第三号の事業に係る一般保険料の額の総額」を「と第一項第三号の事業に係る一般保険料の額の総額とを合計した額から当該合計した額に四事業率(千分の三・五)の率を雇用保険率で除して得た率をいう。同条第一項において同じ。」を乗じて得た額を減じた額」に改める。

第三十条第一項第一号中「千分の三の率を雇用保険率で除して得た率(次号において「三事業率」という。)」を「四事業率」に改め、同

項第二十号中「三事業率」を「四事業率」に改める。

第三條 労働保険特別会計法の一部改正
第十八号の一部を次のように改正する。

第五号中「一般会計からの受入金」の下に、「雇用安定資金からの受入金」を、「積立金からの受入金」の下に、「雇用安定資金から生ずる収入」を、「失業給付費」の下に、「雇用安定事業費」を、「繰入金」の下に、「第八条の二第一項の規定による雇用安定資金への繰入金」を加える。

第八条の次に次の二条を加える。
(雇用安定資金の設置)

第八条の二 雇用勘定に雇用安定資金を置き、同勘定からの繰入金及び第十八条第三項の規定による組入金をもつてこれに充てる。

2 前項に規定する雇用勘定からの繰入金は、予算の定めるところにより、繰り入れるものとする。

3 雇用安定資金は、雇用安定事業費及び前条の規定による雇用勘定からの徴収勘定への繰入金(労働保険料の返還金の財源に充てるための額に相当する額の繰入金に限る。)を支弁するため必要があるときは、予算の定めるところにより、使用することができる。

(雇用安定資金の経理方法)

第八条の三 雇用安定資金の受払は、大蔵大臣の定めるところにより、雇用勘定の歳入歳出外として経理するものとする。

3 雇用勘定にあつては、前項の書類のほか、当該年度の雇用資金安定の増減に関する計画表を添付しなければならない。

第十一條第二項中「及び同条第二項」を「並びに同条第二項及び第三項」に、「添附」を「添付」に改める。

3 雇用勘定に次の一項を加える。

第一類第七号 社会労働委員会議録第四号 昭和五十二年三月十五日

当該年度の雇用安定資金の増減に関する実績表を添付しなければならない。

第十七條第二項中「及び同条第二項」を「並びに同条第二項及び第三項」に、「添附」を「添付」に改める。

第十八條の見出し中「剰余金」を「剰余金等」に改め、同条第一項中「又は雇用勘定」を削り、「これを当該各勘定」を「これを同勘定」に、「なければならぬ」を、「不足を生じたときは同勘定の積立金からこれを補足するものとする」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 雇用勘定において、毎会計年度の歳入額(雇用安定事業、雇用改善事業、能力開発事業及び雇用福祉事業に係る歳入額(次項において「四事業費充当歳入額」という。)を控除した残りの額とする。)から当該年度の歳出額(雇用安定事業、雇用改善事業、能力開発事業及び雇用福祉事業に係る歳出額(次項において「四事業費充当歳出額」という。)を控除した残りの額とする。)を控除して残額があるときは、不足があるときは同勘定の積立金からこれを補足するものとする。

第十八條中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 雇用勘定において、毎会計年度の四事業費充当歳入額から当該年度の四事業費充当歳出額を控除して残額があるときはこれを雇用安定資金に組み入れ、不足があるときは雇用安定資金からこれを補足するものとする。

第十九條中「雇用改善事業費、能力開発事業費及び雇用福祉事業費並びに」を「及び」に改める。

第二十一條の見出し中「積立金」を「雇用安定資金及び積立金」に改め、同条中「労災勘定」を「雇用安定資金並びに労災勘定」に改める。

附則
(施行期日)

第一條 この法律は、昭和五十二年十月一日から

施行する。ただし、第一条中雇用保険法第六十六条第三項第三号の改正規定(「千分の三」を「千分の三・五」に改める部分に限る。)、第二条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第四項の改正規定及び同条第五項の改正規定(「千分の十一」から「千分の十五」まで)を「千分の十一・五」から「千分の十五・五」まで)に改める部分及び「千分の十三」から「千分の十七」まで)を「千分の十三・五」から「千分の十七・五」まで)に改める部分に限る。)、次条第一項の規定並びに附則第五条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)附則第四条から第六条までの改正規定は、昭和五十三年四月一日から施行する。

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二條 第二条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律(次項において「新徴収法」という。)第十二条第四項の規定は、昭和五十三年四月一日以後の期間に係る労働保険料については、なお従前の例による。

施行する。ただし、第一条中雇用保険法第六十六条第三項第三号の改正規定(「千分の三」を「千分の三・五」に改める部分に限る。)、第二条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第四項の改正規定及び同条第五項の改正規定(「千分の十一」から「千分の十五」まで)を「千分の十一・五」から「千分の十五・五」まで)に改める部分及び「千分の十三」から「千分の十七」まで)を「千分の十三・五」から「千分の十七・五」まで)に改める部分に限る。)、次条第一項の規定並びに附則第五条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)附則第四条から第六条までの改正規定は、昭和五十三年四月一日から施行する。

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二條 第二条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律(次項において「新徴収法」という。)第十二条第四項の規定は、昭和五十三年四月一日以後の期間に係る労働保険料については、なお従前の例による。

2 昭和五十三年三月三十一日までの間は、新徴収法第十二条第六項中「千分の三・五」とあるのは、「千分の三」とする。

(労働保険特別会計法の一部改正に伴う経過措置)

第三條 この法律の施行の際における労働保険特別会計の雇用勘定に所屬する積立金の額のうち第一条の規定による改正前の雇用保険法第六十六条第二項の規定により雇用改善事業、能力開発事業及び雇用福祉事業に要する費用に充てるものとされた額に相当する額は、雇用安定資金に組み入れるものとする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第四條 前二條に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部改正)

第五條 建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部を次のように改正する。

第九條第一項中「第六十二條第一項」を「第六十一條の二第一項」に改める。

第十條中「三事業率」を「四事業率」に改める。

附則第四條のうち、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二條の改正規定中「千分の十五」を「千分の十五・五」に、「千分の十六」を「千分の十六・五」に、「千分の十三」から「千分の十七」まで)を「千分の十三・五」から「千分の十七・五」まで)に、「千分の十四」から「千分の十八」まで)を「千分の十四・五」から「千分の十八・五」まで)に、「改める」を「改め、同条第六項中「千分の三・五の率」の下に(「第四項第三号」を加える)に改め、同法第三十條第一項第一号の改正規定を削る。

附則第五條第一項中「並びに第三十條第一項」を削る。

附則第六條のうち、雇用保険法第六十六條第三項第三号の改正規定中「千分の三」を「千分の三・五」に、「千分の四」を「千分の四・五」に改める。

(労働省設置法の一部改正)

第六條 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第四條第四十号中「基づいて」の下に、「雇用安定事業」を加える。

理由

景気の変動、産業構造の変化等により事業活動の縮小等を余儀なくされた場合における失業の予防その他雇用の安定を図るため、雇用保険事業の一環として雇用安定事業を実施することにより事業主に対して必要な助成及び援助を行うとともに、これに要する費用を確保するための措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出

三

する理由である。

昭和五十二年三月二十二日印刷

昭和五十二年三月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W